

意見書案第 1 号

意見書案について

別紙「誰一人取り残さないテレビ視聴対策を求める意見書」を会議規則第 13 条の規定により提出します。

令和 4 年 3 月 29 日

三木市議会議長 大 西 秀 樹 様

提出者

三木市議会議員 穂 積 豊 彦

同 中 尾 司 郎

同 松 原 久 美 子

同 大 眉 均

同 新 井 謙 次

賛成者

三木市議会議員 泉 雄 太

同 岸 本 和 也

同 内 藤 博 史

同 板 東 聖 悟

同 堀 元 子

同 古 田 寛 明

(別紙)

誰一人取り残さないテレビ視聴対策を求める意見書（案）

テレビ放送については、地域情報等の社会情報伝達や災害時のリアルタイムな情報伝達などその役割は重要であり、特に高齢世帯にとってテレビの果たす役割は、現代のマルチメディア社会にあっても他に代替手段がない通信インフラである。

そのような中、本市のテレビ難視聴に対する共聴組合は、設立から30年以上が経過し、保有する設備の多くが耐用年数（おおむね20年程度）を大幅に超えている。地域住民は加入世帯による積み立てを行い、維持管理や軽微な施設修繕を行っているものの、資材の高騰や災害・落雷等による維持管理面での負担の増大に加え、地域人口の減少に伴う組合世帯数の減少等、組合の健全な維持が困難な状況も生じてきている。

そのため、費用が高額となる施設老朽化に伴う改修などは、組合独自の積み立てでは対応できない状況にある。

よって、国においては、地域格差なく誰一人取り残さないテレビ視聴環境を今後も維持できるよう、次の措置を講ずるよう要望する。

記

- 1 テレビ難視聴自主共聴組合が今後も健全に視聴環境を維持することができるよう、保有する施設・設備の更新や改修費用に対する補助制度を創設すること。
- 2 民間の光テレビへの移行を促すため、テレビ難視聴自主共聴組合が解散する場合の既存施設・設備等の撤去費用に対する補助制度を創設すること。
- 3 テレビ難視聴自主共聴組合が解散する場合に、組合全世帯が一斉かつ円滑に民間の光テレビへ移行できるよう、国から民間の光回線事業者に対して、地上デジタル放送のみを対象とした安価な光テレビメニューの創設を働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月29日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
デジタル大臣

} あて

三木市議会議長 大西秀樹